

岐阜県公報

目 次

教育委員会規則

岐阜県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則 (教育総務課) 四七五 ページ

告 示

有害興行の指定 (男女参画青少年課) 四七六

保安林の指定解除 (飛騨農林事務所) 四七六

選挙管理委員会告示

設立届が提出された政治団体の名称等の公表 (選挙管理委員会) 四七六

政治団体の異動事項の公表 (同) 四七七

解散届が提出された政治団体の名称等の公表 (同) 四七八

公 示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請 (環境生活政策課) 四七九

市営土地改良事業の換地計画の適当の決定 (農地整備課) 四七九

基本測量の実施 (用地課) 四七九

土岐都市計画の図書の縦覧 (都市政策課) 四八〇

落札者等に関する公示 (会計課) 四八〇

教育委員会規則

岐阜県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年十月二十八日

岐阜県教育委員会

委員長 稲 本 正

岐阜県教育委員会規則第十三号

岐阜県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

岐阜県教育委員会事務局組織規則(昭和三十八年岐阜県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第三条の表スポーツ健康課の項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号から第十七号までを一号ずつ繰り上げる。

第十七条の表岐阜県スポーツ振興審議会の項中「岐阜県スポーツ振興審議会」を「岐阜県スポーツ推進審議会」に、「スポーツ振興法(昭和三十六年法律第四百十一号)第十八条第三項」を「スポーツ基本法(平成二十三年法律第七十八号)第三十一条」に、「スポーツの振興」を「スポーツの推進」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

第二千二百九十三号
平成二十三年十月二十八日

(金曜日)

告示

岐阜県告示第五百三十六号

岐阜県青少年健全育成条例（昭和三十五年岐阜県条例第二十七号）第十条第一項の規定により次のものを有害興行として指定した。

平成二十三年十月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

1 指定興行

種類	題名	等	配給会社名
映画	女囚701号 さそり外伝		新東宝映画
	義父の求愛 やわ肌を這う舌		オーピー映画
	人妻の恥臭 ぬめる股ぐら		オーピー映画
	あぶない美乳 慥殺ヒッチハイク		オーピー映画
	ホーボー・ウイズ・ショットガン		シヨウゲート

2 指定年月日

平成23年10月28日

3 指定理由

著しく性的感情を刺激し、又は著しく残忍性を助長するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるものと認められる。

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）
国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
---------	--------	----------	------------

岐阜県告示第五百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除するので、同法第三十三条第六項で準用する同法第三十三条第一項の規定により告示する。

平成二十三年十月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 解除に係る保安林の所在場所
高山市清見町三日町字岩平二〇五六番六・二〇五六番一〇一（以上二筆国有林）
- 二 保安林として指定された目的
落石の危険の防止
- 三 解除の理由
道路用地とするため

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第九十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、政治団体設立届が提出されたので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり指定する。

平成二十三年十月二十八日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大松 利幸

うすい昭夫そだてる会	最 所 昭 人	服 部 秋 夫	安八郡安八町東結507 3
大平文雄後援会	大 平 好 樹	大 平 恭 央	安八郡安八町西結522 1
小川文雄後援会	小 川 文 雄	小 川 初 美	安八郡安八町中須330
恩田よしゆき後援会	恩 田 佳 幸	恩 田 佳 幸	山県市赤尾1089
減税日本ギフ	岸 上 あおい	臼 井 崇	岐阜市水海道 2 12 10
市民みんなて山県市の未来を創る会	恩 田 佳 幸	恩 田 佳 幸	山県市赤尾1089
館林ひさよし後援会	小 倉 信 義	佐々木 敏 和	加茂郡八百津町伊岐津志2483 4
ないとう春雄を育てる会	岡 田 弘	児 玉 孝 義	安八郡安八町東結1159
西松しげよし後援会	西 松 芳 弘	西 松 憲 之	安八郡安八町南條286
日比野ひろし後援会	石 田 政 昭	服 部 悟	安八郡安八町水取853
安井まこと後援会	安 井 忠	日比野 祐 一	安八郡安八町森部1073
安田いさお後援会	小 竹 繁 夫	山 口 隆 雄	不破郡垂井町1034 3

岐阜県選挙区選挙委員会第九十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定により、政治団体の提出事項の異動届が提出されたのにより、同法第七条の二第一項の規定により、その異動事項を次のとおりお知らせする。

平成二十三年十月二十八日

岐阜県選挙区選挙委員会
委員長 大 松 利 幸

政治団体の名称	異 動 事 項	新	旧

自由民主党馬瀬地域支部	主たる事務所の所在地	下呂市馬瀬名丸1077	下呂市馬瀬名丸1678 1
飯田ひろしを育てる会	代 表 者	近 藤 正 城	戸 谷 實
岩井豊太郎後援会宇留生支部	代 表 者	北 村 博 嗣	傍 島 定 雄
岩井豊太郎後援会上石津町時支部	代 表 者	国 枝 光 雄	大 橋 巧
岩井豊太郎後援会	代 表 者	水 野 和 義	吉 田 正 光
岩井豊太郎後援会	代 表 者	石 崎 勉	高 橋 義 一

会神戸支部	主たる事務所の地	安八郡神戸町西保1628	安八郡神戸町落合435
	主たる事務所の地	不破郡垂井町府中1673 5	不破郡垂井町府中1492 45
江上せいじを育てる会	主たる事務所の地	養老郡養老町下笠491 1	養老郡養老町下笠476 1
大橋たかし後援会	主たる事務所の地	稲垣伸作	亀井士郎
金子政則後援会	代 表 者	不破郡関ヶ原町大字関ヶ原2393 6	不破郡関ヶ原町大字関ヶ原2387 1
健友会	主たる事務所の地	不破郡関ヶ原町関ヶ原3401 5	不破郡関ヶ原町関ヶ原3401 2
ごとう信一後援会	名 称	ごとう信一後援会	後藤信一を育てる会
関ヶ原ふじつか守後援会	主たる事務所の地	不破郡関ヶ原町関ヶ原3401 2	不破郡関ヶ原町関ヶ原3401 5
	主たる事務所の地	主たる事務所の地	主たる事務所の地

名古屋執理士政治連盟大垣支部		代 表 者	西 川 峰 明	広 瀬 嘉 彦
		会 計 責 任 者	高 橋 貞 光	川 瀬 直 行

岐阜県選挙管理委員会公報第218号

第17条第1項の規定により、政
 務委員選挙区（選挙区）第17条第1項の規定により、政
 治連盟大垣支部が選挙区となつたので、同条第3項の規定により、その名称等を次のとおり
 とする。

平成二十三年十月十八日

岐阜県選挙管理委員会
 委員長 大 松 利 幸

政治団体の名称	代 表 者 の 氏 名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解 散 年 月 日	政党又は政党の支部の場合その旨の表示	当該政党の支部を支部とする政党の名称	一以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部の表示
国民新党憲友会岐阜県支部	杉 原 勲	杉 原 勲	大垣市西之川町1 225 2	平成23年7月31日	政党の支部	国民新党	一以上市町村区域等
小村昌弘と歩む会	加 藤 捷 治	小 村 八 千 代	可児市兼山787 5	平成23年9月22日			
下野一郎友の会	下 野 博 司	下 野 土 岐 子	大垣市墨俣町上宿370	平成23年3月20日			
高木教雄後援会	上 田 均	高 木 教 雄	養老郡養老町高田1081	平成23年5月11日			
柘植伴美後援会	柘 植 博 隆	伊 東 幸 徳	加茂郡八百津町潮見1272	平成23年9月11日			
西尾千春（240）後援会	西 尾 千 春	西 尾 千 春	可児市川合242 1	平成23年8月30日			

西松重吉後援会	西松芳弘	西松憲之	安八郡安八町南條286	平成23年 3月30日			
平田虹の会	伊藤浩浩	水谷芳郎	海津市平田町今尾965	平成23年 6月30日			
夢のある瑞穂市をつくる会	河合達美	高橋和之	瑞穂市別府1285 1	平成23年 9月15日			
中川勝後援会	中川勝	小森隆弘	大垣市神田町2 1	平成23年 5月10日			

公 示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があつたので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十三年十月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあつた年月日 平成二十三年十月十三日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人「ブックルーズ
- 三 代表者の氏名 澤野 親司
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県可児市下恵土三三四三番地一三九 可児市文化創造センター内
- 五 定款に記載された目的 この法人は、市民の文化振興に対する意識の高揚を促し、市民の文化・芸術の創造と発展に寄与することを目的とする。

市営土地改良事業の換地計画の適当の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第一項の規定により、中津川市営土地改良事業植苗木地区の換地計画を適当と決定したので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により公示し、次のとおり換地計画書の写しを縦覧に供する。

平成二十三年十月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 縦覧期間

平成二十三年十月二十八日から

同 二十三年十一月二十八日まで

二 縦覧場所

中津川市役所掲示場

基本測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があつた。

平成二十三年十月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 作業機関
国土交通省国土地理院
- 二 作業種類
基本測量（基盤地図情報整備）
- 三 作業期間
平成二十三年十一月二十九日から
同 二十四年三月三十一日まで
- 四 作業地域
安八郡安八町

土岐都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十三年十月二十八日

岐阜県知事 古 田 謙

- 一 都市計画の種類及び名称
土岐都市計画土地区画整理事業
妻木南部土地区画整理事業
- 二 縦覧場所
岐阜県都市建設部都市政策課及び土岐市建設部都市計画課

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十三年十月二十八日

岐阜県知事 古 田 謙

【岐阜県指紋自動識別システム貸借及び維持管理に関する落札者等】

- 1 貸借物品等の名称及び数量 岐阜県指紋自動識別システム 一式

2 契約の相手方を決定した手続 随意契約

3 随意契約の理由 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号該当

4 契約の相手方を決定した日 平成23年9月20日

5 契約の相手方の住所及び氏名 愛知県名古屋市中区錦一丁目17番1号

NECキャピタルソリューション株式会社 中部支社
支社長 福島 秀和

6 契約金額 346,308,480円

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

部局の名称 岐阜県警察本部総務室会計課
所在地 岐阜市数田南2丁目1番1号

【緊急配備支援システム更新整備に関する落札者等】

1 調達物品等の名称及び数量 緊急配備支援システム貸借等 一式

2 契約の相手方を決定した手続 総合評価一般競争入札

3 入札公告を行った日 平成23年7月15日

4 落札者を決定した日 平成23年9月16日

5 落札者の住所及び氏名 東京都港区西新橋二丁目15番12号
日立キャピタル株式会社
執行役 川部 誠治

6 落札金額 1,136,843,400円

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
部局の名称 岐阜県警察本部総務室会計課
所在地 岐阜市数田南2丁目1番1号

平成二十三年十月二十八日発行

発行者 岐阜県庁
発行所 岐阜県庁

岐阜市数田南二丁目一番一号

編集 各務原市テクノプラザ ー ブイ・オール・テクノセンター